

申請概要

1 申請者

一般社団法人電気通信事業者協会（会長 高橋 誠）

2 申請年月日

令和7年6月3日（火）

3 概要

【申請理由】

基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）である一般社団法人電気通信事業者協会が、総務省令（注）で定める支援業務の実施に関する事項を定めた支援業務規程について、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第116条において読み替えて準用する法第79条第1項の規定による変更の認可を受けようとするもの

（注）電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）
第40条の2の6

【変更内容】

第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則（令和7年総務省令第16号）及び電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（令和7年総務省令第17号）が令和7年4月1日に施行されたことに伴い、第二号基礎的電気通信役務（ブロードバンドのユニバーサルサービス）に係る支援業務のうち、同令において新たに規定された第二種交付金の額及び第二種負担金の額の算定方法等を追加するほか、所要の規定を整備するための支援業務規程の変更を行うもの